

「農業用ハウス長寿命化対策緊急支援事業」のご案内

農業用ハウスの建設資材の価格高騰に対応するため、既存のハウスの長寿命化等の取組を支援します。

1 支援内容

(1) 支援対象施設

耐用年数が過ぎた農業用ハウスで作物栽培に供するもの。

※ただし、移設を行う場合は耐用年数以内も対象とする。

(2) 事業の内容

ア 骨組みとなるパイプ等の修繕・補強・移設
イ アを行った上で最低限必要な温度制御機能を果たす資機材等の導入

【補助対象要件】

- ①国庫補助事業の対象とならないこと。
- ②事業実施後、8年間継続して施設を利用すること。
- ③園芸施設共済等に原則加入にすること。

区分	補助対象	補助対象外
ア	修繕	骨材・部材・消耗品(スプリング、パッカー)等の資材費、施工費等
	補強	補強に係る資材(水平梁、母屋パイプ、天井ブレース等)、施工費等
	移設	解体撤去費、運搬費、部材・消耗品(スプリング、パッカー)等の資材費、建込費等
イ	最低限必要な温度制御資機材	ハウス取得費 防風ネット、寒冷紗、循環扇、暖房装置、ヒートポンプ、電照装置、養液栽培装置、複合環境制御装置、省力灌水施肥装置、細霧冷房装置、炭酸ガス発生装置等

※イのみの実施はできません。また事業費は、全体事業費の50%未満とすること。

2 対象事業者

(1) 農業者

(2) 営農集団

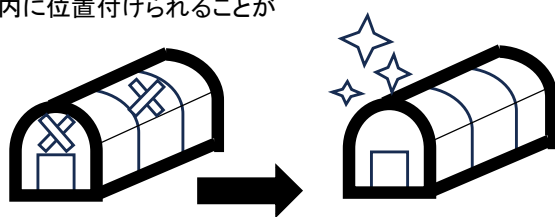
(地域計画の目標地図に位置づけられた農業を担う者、または、事業実施年度内に位置付けられることが確実であると見込まれる者で構成されていること)

3 補助率等

(1) 補助対象 : 事業費が1,500千円(税抜)以上の取組

(2) 補助率 : 3分の1以内

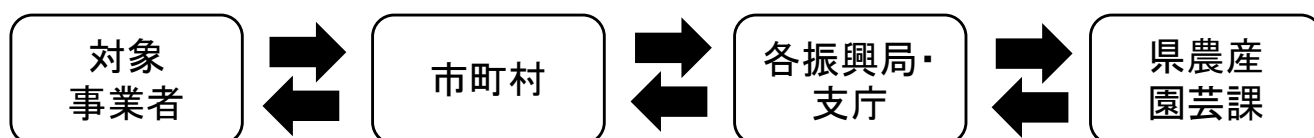
(3) 補助上限額 : 1,700千円/10a、農業者又は営農集団ごとに3,400千円とする。



4 採 択

事業の採択は優先順位を決め、予算の範囲内で上位から決定する。

5 事業の流れ



※補助事業を活用する場合はお住まいの市町村にお問合せください。